

令和6年度阿南市浄化槽補助金

申請者が

新設

転換

阿南市民(移住者以外)

移住者に該当する場合

※当補助金は、国の制度を利用しているため、適合するかどうかを交付申請時に確認します。

※増改築等で建築確認申請が必要な場合は新設となります。
※「徳島県主催の浄化槽教室に参加したことを証する書面」を実績報告書に必ず添付すること。

国の制度に適合しない
例) ●合併槽を設置した家屋の建て替え
ほか

国の制度に適合する
例) ●アパート等の集合住宅に居住しており新設に伴い転居。
●単独槽又は汲取り槽を設置した家から新設に伴い転居。
●下水道を使用している家から新設に伴い転居。
●※分家して転居(申請者が両親等と同居していたが、新設に伴い分家独立)。
ほか

※特定の条件がありますので環境保全課までお問い合わせください。

5~10人槽 66,000円

5~10人槽 66,000円

5人槽 332,000円
7人槽 414,000円
10人槽 548,000円

5人槽 332,000円
7人槽 414,000円
10人槽 548,000円

※分家とは?(国の基準による)

